（法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の二十一　法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十二　計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

２　計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十三　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十六第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十五第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十四～第一条の二十七　（略）

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第二号によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（マンション管理士登録簿の登載事項）

第二十六条　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　性別

三・四　（略）

２・３　（略）

（準用）

第六十七条　第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」と、同条第二項中

（法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十九　法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

２　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十一　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十三第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十二～第一条の二十五　（略）

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（マンション管理士登録簿の登載事項）

第二十六条　法第三十条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍）及び性別

三・四　（略）

２・３　（略）

（準用）

第六十七条　第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号の七」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」と、同条第